

教員特殊業務手当の支給に関する規程の改正概要

教職員企画課

1 教員特殊業務手当の概要

教員特殊業務手当は、特殊勤務手当の1つとして川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）第15条に規定しているもので、非常災害時の緊急業務、修学旅行や対外運動競技の引率指導業務及び部活動指導業務等に従事した教員に支給されるもの

2 現状の概要

平成31年4月1日から川崎高等学校と川崎高等学校附属中学校において、異校種間人事交流を行っている。この人事交流は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項の規定による長期研修として行っているため、適用される給料表は在籍校に基づいている。

また、部活動指導に係る教員特殊業務手当は、「教員特殊業務手当の支給に関する規程」（以下「特業規程」という。）上、適用を受ける給料表等において支給対象が規定されている。

このため、当該教員の部活動指導の対象は研修先の生徒であることから、現行の規定では部活動指導に係る教員特殊業務手当が支給できない状態及び同一業務に従事しているにも関わらず不均衡な状態にある。

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）抜粋

（研修の機会）

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

3 対応

「2 現状の概要」の状態を解消するため、特業規程を議案書「新旧対照表」のとおり改正し、当該教員に支給できるようにする。

併せて、この人事交流は、平成31年4月1日から行われていることから、その時点に遡り適用させる。

4 施行日

公表の日から施行する。